

トルコの新・移転価格税制

2007年1月1日を開始日とする事業年度から適用される法人税法第5520条は、トルコの法人税法に様々な移転価格関連の規定を盛り込むことになる。当該規定は、OECDガイドライン規定の独立企業間原則に準拠した内容となっており、関連企業間の全ての経済、商業又は金融取引及び雇用について適用される。主要なポイントは以下の通りである：

価格算定法

トルコの移転価格税制はOECDガイドラインに従い、基本三法を規定している（独立価格比準法、原価基準法、再販売価格基準法）。

更に、当該税制では、独立企業間価格を決定する上で納税者にとってより適切であると判断される場合には、上記以外の方法も認めている。法律上、特段の定めはないが、利益分割法や取引単位営業利益法も容認している。

新規定では、これらの計算方法について特に優先順位を定めておらず、納税者は、取引の事実、状況に基づき最も相応しい方法を選択する。尚、これらの計算方法に関する通達が、近々発表されることになっている。

文書化

当該規定では、関連企業間取引についての文書化規定並びに独立企業間原則に準拠しているか否かを評価することを求めている。但し、文書化の実務指針については、まだ発表されていない。

事前確認制度

納税者は財務省に対して移転価格に関する事前確認を申請することができる。確認時点での取引条件が変わらない限り、最高3年間有効となる。

みなし配当

関連企業間取引が独立企業間原則から逸脱しているとみなされた場合、当該取引により生じた超過利益は、配当とみなされる。

更正がなされると、損金否認等法人税額の調整並びに場合によっては配当課税が必要となる。

その他

当該税制の運用に当たり、現時点で当局が抱える問題点として、トルコにおける比較対象関連情報のデータベースが完備されていない点が挙げられよう。財務省は、制度運用手続きの充実を進めると共に移転価格スペシャリストの開発及びインフラ構築を行うことが期待されている。